

向日市商工会情報

「向日市まつり」開催自粛

「2022向日市まつり」について、向日市まつり実行委員会は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、誠に残念ながら、開催自粛を決定されました。

例年、開催にご支援、ご協力いただいている方々には大変申し訳ありませんが、何卒、ご理解賜りますようお願い致します。

部会総会開催

商業部会総会が開催され、下記の全議案が原案どおり承認、決定されました。

◆商業部会（部会長：嶋田 久司）

日時：令和4年7月12日

場所：Café&Dining HANA むこう

議事：

第1号議案 令和3年度事業報告について

第2号議案 令和4年度事業計画（案）について

第3号議案 令和3年度飲食業分科会事業報告の件並びに
令和4年度事業計画（案）決定の件

「丹後～丹波～山城 アンテナショップ」出店者募集

京都府内の各種地場産品等の普及・啓発と販売の拡大を図るため、「丹後～丹波～山城 アンテナショップ」が各施設の協力を得て開催されます。

1 会期：令和4年8月1日（月）～
令和5年2月28日（火）

※出店は土日だけに限らず平日も可能

2 営業時間：午前10時～午後5時（原則）

※アンテナショップ開催時間すべてに従事できる事業所であることが必要

3 会場：道の駅 くみはま “SANKAIKAN”
道の駅 京丹波 味夢の里
道の駅 お茶の京都 みなみやましろ村

4 申込締切：出店を希望する前月の10日まで（締切厳守）
※先着順で定員に達し次第、申込締切

5 内容 府内商工会地域の特産品を販売する。（現地での調理は原則不可）

※出展料や歩率については各施設で異なります。

※詳細については、商工会事務局まで。

小規模事業者持続化補助金について

持続化補助金は小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度で、商工会のサポートを受けながら経営計画書、補助事業計画書を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助が受けられます。

補助対象経費：機械装置購入、店舗改装、チラシ作成、ウェブ関連費用、など

<一般型>

補助額：上限50万円※共同申請可能

補助率：2/3

<賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠>

補助額：上限200万円※共同申請不可

補助率：2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4）

<インボイス枠>

補助額：上限100万円※共同申請不可

補助率：2/3

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4を上限とします。また、ウェブ関連費のみの申請はできません。

<申請締切>

第9回：2022年9月20日（火）

※申請に必要な事業支援計画書の発行は
2022年9月12日（月）まで

第10回：2022年12月上旬（予定）

第11回：2023年2月下旬（予定）

詳細はこちらのQRコードをご覧ください。



原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援補助金について

原油価格・物価高騰等の影響により厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の事業継続と経営改善を図るため、省エネ機器導入等の取組みを支援します。

補助対象者：京都府内に事業所等を有する中小企業者、小規模事業者、個人事業主等

申請期間：①8月1日(月)～8月31日(水)
②9月1日(木)～9月30日(金)
③10月1日(土)～11月15日(火)
※1事業者につき1回のみ申請可

補助率・上限額：3/4以内 50万円
※補助対象経費が20万円(税抜き)以上のものに限る

補助対象経費：省エネ機器又は経営効率化のためのソフトウェア導入経費

※ただし、省エネ機器について、『省エネ統一ラベル』で「★3.0以上」等の要件あり

補助対象期間：令和4年6月22日(水)
～11月15日(火)

申請方法：京都産業21HPから電子申請
または京都産業21への郵送申請

詳細はこちらのQRコードをご覧ください。



マル経融資のご案内

マル経融資(一般マル経)とは、日本政策金融公庫が貸付を行う、小規模事業者経営改善資金のことを言います。

商工会で経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度(*ご利用にあたっては、商工会の推薦が必要)となっています。

資金の使いみちとして、運転資金と設備資金があり、融資限度額は、2,000万円です。

また、ご返済期間は、運転資金7年以内(うち据置期間1年以内)、設備資金10年以内(うち据置期間2年以内)、利率は1.22%(年)です。
(令和4年7月1日現在)

新型コロナウイルス対策マル経融資のご案内

新型コロナウイルス対策マル経融資(コロナマル経)とは、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した(最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況)小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利からマイナス0.9%引下げます。

加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長します。

一般マル経及びコロナマル経については、商工会事務局までお問い合わせください。

小規模企業共済制度について

小規模企業の個人事業主が事業を廃止、もしくは会社等の役員の方が退職した場合など、第一線を退いたときに備えて、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国の共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

◆制度の特色

- ①掛金は全額所得控除できます。
- ②共済金は退職所得扱い(一括受取り)又は公的年金等の雑所得扱い(分割受取り)となります。
- ③納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます。

◆加入できる方

常時使用する従業員が20人(商業・サービス業では5人)以下の個人事業主及び会社の役員。小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)

◆掛金

月額1,000円～70,000円までの範囲内

(5000円単位)で自由に選べます。

◆共済金

加入後6ヶ月以降に、個人事業の廃止や会社等の解散、役員等の疾病・負傷又は死亡による退職、老齢給付など、加入者の方に生じた事由や掛金の納付月数に応じて、法律で定められた額が支払われます。

◆お問合せ 商工会事務局まで

中小企業退職金共済制度について

独自に従業員の退職金制度を持つことが困難な中小企業のための国の退職金制度です。安全、確実、有利で手続きも簡単。

企業の状況に応じて無理のない掛金(月額5千円～3万円の範囲)を選択できます。(短時間労働者は2千円から加入可)

初めて中退共済制度に加入する事業主に掛金の一部(月掛金の1/2(従業員毎に上限5千円))を加入後4か月目から1年間、国が助成します。

詳細については、商工会事務局まで。

経営セーフティネット共済(倒産防止共済)について

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

経営セーフティ共済の安心の4つのポイント

ポイント1: 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍(最高8,000万円)」の、いずれか少ないほうの金額となります。

ポイント2: 取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

ポイント3: 掛金の税制優遇措置が受けられる

掛金月額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、

掛金を損金(法人の場合)、または必要経費(個人事業主の場合)に算入できるので、節税効果があります。

ポイント4: 解約手当金が受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります(12か月未満は掛け捨てとなります)。

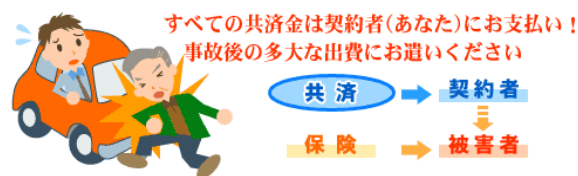
詳細については、商工会事務局まで。

自動車事故費用共済制度について

万が一の人身事故。自動車保険に入っているから安心と思いませんか?

人身事故で加害者となった場合には、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車事保険では必ずしも十分とはいえません。

もしものとき、あなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが自動車事故費用共済です。



<特徴>

- ①万一の自動車事故の場合、すべての共済金を契約者(あなた)にお支払いします。
- ②自動車保険とは関係なく、確認次第すみやかにお支払いします。
- ③もしも加害者になってしまった場合、香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞金などの出費にお役立ていただけます。
- ④共済掛金は運転者の年齢等に関係なく、車種別に設定しています。
- ⑤事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。

補償内容、共済掛金・期間、補償対象となる運転手の範囲などの詳細は、こちらのQRコード又は商工会事務局まで。



「KES」を始めてみませんか

KESとは
Kyoto（京都）
Environmental Management
System（環境マネジメントシステム）
Standard（スタンダード）



京都議定書の発祥地、京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格です。

KESでは、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の基本コンセプトをいかしつつ、シンプルなシステムを構築し、低コスト化を図っています。また、各地域とも連携し、全国規模で活動しています。

KESの3つの特色

KESは環境への負荷を管理・軽減するとともに環境経営の推進にも有効な仕組みです。

◆特色 その1

取得に掛かるコストが安く、分かりやすい。

⇒企業や自治体・学校・家庭など、あらゆる規模・業種の組織で取り組みます。

◆特色 その2

段階的に取り組める二つのステップがある。

⇒環境問題に取り組み始めた段階を想定したステップ1、将来「ISO14001」の認証取得を目指して取り組む段階で、「ISO140001」と同じ

ような要求項目を設けたステップ2があります。

◆特色 その3

「持続可能な発展への貢献を最大化」を推進する二つの新規規格がある。

⇒ステップ2SR(社会的責任)とステップ2EN(エネルギーマネジメント)規格があります。

KES取得のメリット

- ①省エネ・省資源・リサイクルなどにより、コストダウンできる。
- ②環境にやさしい企業と認定され、取引等も有利になる。
- ③企業の社会的責任の証明になる。
- ④環境管理体系（PDCA）が経営管理にも応用できる。
- ⑤法規制順守に対応できる。
- ⑥従業員の環境意識が高まる。

KESの審査登録をご希望される方は、KES環境機構事務局までお問い合わせください。

各企業・組織の取組状況や業態・規模等に応じて相談いただくことができます。

<問合せ先>

特定非営利活動法人 KES 環境機構
電話：075-342-1170



女性部活動便り

日 時		活動行事	場 所
8月	1日(月) 13:30	第4回 常任委員会	商工観光振興センター
9月	6日(火)～7日(水)	京女連 近畿ブロック大会	ホテル日航奈良

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、延期または中止する場合がございます。
※常任委員会につきましては、オブザーバーとしてご参加していただくことも可能です。

8月の予定表

日 時	行 事 名	場 所	内 容
8月2日(火)、16日(火) 午後1時～午後4時30分 (最終受付：午後4時迄)	税務相談	商工観光 振興センター	税理士が税務に関する相談に応じます。事前連絡必要。 担当：竹内 宗 税理士 相談無料・秘密厳守。
毎週 月・木曜日 午前9時～午後5時 (12時～1時は除く)	新型コロナウイルス感染症 対策経営相談	商工観光 振興センター	中小企業診断士が経営相談等に対応いたします。 事前予約必要。(相談時間約1時間) 令和4年9月30日(金)まで。